

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例

(目的)

第1条 この特例は、不動産投資信託証券の上場について、有価証券上場規程及びJASDAQにおける有価証券上場規程（以下「JQ有価証券上場規程」という。）の特例を規定する。

2 この特例に定めのないものについては、有価証券上場規程及びJQ有価証券上場規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この特例において、「不動産投資信託証券」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第1項第10号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第11号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。

2 この特例において「不動産等」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに規定する資産並びにこれらをリース物件とする財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第16条の3第1項及び第2項に規定するものをいう。）

(2) 不動産の賃借権

(3) 地上権

(4) 地役権

(5) 投資法人の計算に関する規則第37条第3項第2号ヘに規定

する資産

(6) 前各号に掲げる資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）

3 この特例において「不動産関連資産」とは、次に掲げる資産をいう。

(1) 当事者の一方が相手方の行う不動産等を主たる対象とした運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

(2) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券（当該特定目的会社が資産の流動化に係る業務として取得した資産が主として不動産等であるものに限る。）

(3) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。以下「投資信託法」という。）に規定する投資信託の受益証券（当該投資信託の投資信託財産が主として不動産等であるものに限る。）

(4) 投資信託法に規定する投資証券（当該投資法人が運用のために保有する資産が主として不動産等であるものに限る。）

(5) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券（当該特定目的信託の信託財産が主として不動産等であるものに限る。）

4 この特例において「運用資産等」とは、上場申請銘柄又は上場不動産投資信託証券が投資信託の受益証券である場合には当該投資信託の投資信託財産をいい、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産をいう。

5 この特例において「流動資産等」とは、投資法人の計算に関する規則第37条第3項第1号イからハまで、ホからチまで及び同項第4号ニに規定する資産並びに当該資産を信託する信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）をいう。

（上場申請）

第3条 不動産投資信託証券の上場は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める者からの申請により行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社（投資信託法第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいい、当該投資信託委託会社から委託者指図型投資信託の投資信託財産の運用指図に係る権限の全部又は一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）及びその受託者である信託会社等（投資信託法第3条に定める信託会社等をいう。以下同じ。）

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等（当該信託会社等から委託者非指図型投資信託の投資信託財産の運用に係る権限の一部の委託を受けた者を含む。以下同じ。）

(3) 投資証券

当該投資証券の発行者である投資法人及びその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（投資信託法第2条第19項に規定する資産運用会社をいい、当該資産運用会社から投資法人から委託された資産の運用に係る権限の一部の再

委託を受けた者を含む。以下同じ。)

2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる書類

- a 本所所定の様式による有価証券上場申請書
- b 本所所定の様式による不動産投資信託証券の分布状況表
- c 第4条第1項第2号aに適合するために必要な不動産等を既に取得している旨又はそれを遅滞なく取得できる見込みである旨を、幹事取引参加者が確約した書面
- d 第4条第1項第2号cに規定する推薦書及び同cに規定する書面
- e 本所所定の様式による不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書
- f 本所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- g 当該投資信託の投資信託約款

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

前号aからgまでに掲げる書類

(3) 投資証券

次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号b及びdに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号cからeまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。

- a 第1号aからgまでに掲げる書類
 - b 当該投資法人の規約
 - c 当該投資法人が投資信託法第187条の登録を受けていることを証する書面の写し
 - d 第4条第1項第2号kに規定する本所が承認する投資主名簿等管理人と投資主名簿に関する事務の委託に係る契約を締結していることを証する書面
- 3 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。
- (1) 内閣総理大臣等に上場申請銘柄の募集に関する届出又は売出しに関する届出若しくは通知書の提出を行った場合には、次の書類の写し 各2部(bに規定する書類については1部)
- a 有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む。)及びその添付書類
 - b 有価証券届出効力発生通知書
 - c 有価証券通知書(変更通知書を含む。)
 - d 届出目論見書(届出仮目論見書を含む。)
- (2) 内閣総理大臣等に次の書類を提出した場合には、その写し 各2部
- a 有価証券報告書(報告書代替書面を含む。以下同じ。)(訂正有価証券報告書を含む。)及びその添付書類
 - b 半期報告書(半期代替書面を含む。以下同じ。)(訂正半期報告書を含む。)

- 4 不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、上場申請に係る募集又は売出しを行った場合には、本所所定の様式による募集又は売出実施通知書を上場の時までに提出するものとする。
- 5 第4条第2項の規定の適用を受ける投資証券の上場を申請した者は、上場後最初に終了する営業期間の末日までの間における投資口の分布状況の見込みを記載した本所所定の「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」を、第2項第3号aに基づき提出する有価証券上場申請書に添付するものとする。
- 6 本所は、上場審査に必要と認めるときには、不動産投資信託証券の上場を申請した者に対し、第2項から前項までに規定する書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他上場審査に対する協力を求めることができるものとする。
- 7 上場申請銘柄が、第4条第2項第2号又は第3号に該当する場合には、その発行者の設立前においても、新設合併に係る投資主総会の決議後に限り、その上場を申請することができる。この場合における上場申請は、当該新設合併を行う上場投資証券の発行者である投資法人及び上場申請に係る投資証券の発行者となる投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受ける予定の資産運用会社が行うものとする。
- 8 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第2項各号（第1号aを除く。）及び次条第1項に定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類（本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。）については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるもの

とする。

(上場申請に係る宣誓書等)

第3条の2 不動産投資信託証券の上場を申請する者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該申請者が既に本所の上場不動産投資信託証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。

2 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、本所が当該不動産投資信託証券の上場を承認した場合には、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を提出するものとする。この場合において、当該申請者等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。ただし、当該申請者等が既に本所の上場不動産信託証券について当該確認書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場審査基準)

第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 次のaからcまでに掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める者が社団法人投資信託協会の会員であること。

- a 委託者指図型投資信託の受益証券 投資信託の委託者である投資信託委託会社
- b 委託者非指図型投資信託の受益証券 投資信託の受託者である信託会社等

- c 投資証券 投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社
- (2) 上場申請銘柄が、次の a から p までに適合していること。
- a 運用資産等の総額に占める、不動産等の額の比率が 70% 以上になる見込みのこと。
 - b 運用資産等の総額に占める、不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が、上場の時までに 95% 以上になる見込みのこと。
 - c 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、上場後 2 年が経過するまでの間、当該不動産投資信託証券に関する情報の適時開示に係る助言契約を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）との間で締結する旨を本所所定の書面により確約しているものであること。ただし、幹事現物取引参加者が本所所定の推薦書により当該不動産投資信託証券の上場を申請した者を推薦しているものである場合はこの限りでない。
 - d 上場受益権口数又は上場投資口口数が、上場の時までに 2,000 口以上になる見込みのこと。
 - e 一口当たりの純資産額が、上場の時までに 5 万円以上になる見込みのこと。
 - f 純資産総額が、上場の時までに 10 億円以上になる見込みのこと。
 - g 資産総額が、上場の時までに 50 億円以上になる見込みのこと。
 - h 大口受益者（所有する受益権口数の多い順に 10 名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数又は大口

投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数が、上場の時までに、上場受益権口数又は上場投資口口数の80%以下になる見込みのあること。

- i 大口受益者を除く受益者又は大口投資主を除く投資主の数が、上場の時までに300人以上になる見込みのあること。
- j 次の(a)及び(b)に適合していること。
 - (a) 上場申請銘柄に係る最近2年間（「最近」の計算は、上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日を起算日としてさかのぼる。第12条第2項第7号を除き、以下同じ。）に終了する各計算期間（信託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。）若しくは各営業期間（当該投資証券の発行者の設立後の期間に限る。以下このjにおいて同じ。）の財務諸表等又は各計算期間若しくは各営業期間における中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。
 - (b) 上場申請銘柄に係る最近2年間に終了する各計算期間又は各営業期間の財務諸表等に添付される監査報告書及び最近1年間に終了する計算期間又は営業期間における中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定

付適正意見」又は「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」若しくは「除外事項を付した限定付意見」が記載されていること。ただし、本所が適當と認める場合は、この限りでない。

k 上場申請銘柄が投資証券である場合には、投資信託法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人が、本所の承認する機関であること。

l 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において、受益者の請求による信託契約期間中の解約又は投資主の請求による投資口の払戻しをしないこととされていること。

m 投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約において、計算期間又は営業期間として定める期間が6か月以上であること。

n 上場申請銘柄が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合を除き、当該投資信託の追加信託を行わないこととされていること。

o 上場申請銘柄が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款において、証券投資信託である旨が記載されていないこと。

p 上場申請銘柄が指定振替機関（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第2条第2項に規定する振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(3) 次のaからdまでに適合していること。

- a 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、当該不動産投資信託証券に関する情報の開示を適正に行うことができる状況にあること。
 - b 不動産投資信託証券の上場を申請した者が、資産の運用等を健全に行うことができる状況にあること。
 - c 上場申請銘柄に係る収益の分配又は金銭の分配が上場後継続して行われる見込みのあること。
 - d その他公益又は投資者保護の観点から、その上場が適当でないと認められるものでないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。
- (1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合
- a 前項第1号、第2号a、b、d、jからmまで及びp並びに第3号に適合していること。この場合における同jの規定の適用については、同j中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。
 - b 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第2項第5号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
 - c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第12条第

2 項第 6 号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。

(2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

- a 前項第 1 号、第 2 号 d , k から m まで及び p 並びに第 3 号に適合していること。
- b 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第 12 条第 2 項第 1 号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
- c 当該上場投資証券の発行者である投資法人が、第 12 条第 2 項第 2 号前段に該当している場合には、当該上場申請銘柄の発行者である投資法人が、上場の時までに同号前段に該当しない見込みのあること。
- d 前号 b 及び c に適合していること。

(3) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

第 1 号 a から c までに適合していること。

(上場前の公募又は売出し等に関する取扱い)

第 5 条 不動産投資信託証券の上場前に行われる公募又は売出し等については、本所が定める規則によるものとする。

(上場契約)

第6条 本所が不動産投資信託証券を上場する場合には、第3条第1項各号に定める者は、本所所定の不動産投資信託証券上場契約書を提出するものとする。ただし、当該者が既に本所の上場不動産投資信託証券について不動産投資信託証券上場契約書を提出している場合には、提出を要しない。

(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)

第7条 不動産投資信託証券の上場を申請した者は、第3条の規定により提出した書類のうち本所が定める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(新不動産投資信託証券の上場申請手続等)

第8条 上場不動産投資信託証券に係る投資信託又は投資法人の新たに発行される受益権又は投資口に係る不動産投資信託証券で本所に上場していないものの上場を申請する場合には、上場不動産投資信託証券の発行者等（第3条第1項各号に定める者をいう。以下同じ。）が本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

- 2 前項の規定により上場申請があった場合には、原則として上場を承認するものとする。
- 3 上場不動産投資信託証券の発行者等が、当該上場不動産投資信託証券の銘柄、数量等を変更しようとするときは本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合（aに掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

- a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）
 - (a) 受益証券の併合又は分割
 - (b) 追加信託又は売出し
 - (c) 投資信託に必要な資金の借入れ
 - (d) 投資信託約款の変更又は投資信託契約の解約
 - (e) 国内の金融商品取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請
 - (f) 当該投資信託委託会社の合併
 - (g) 当該投資信託委託会社の破産手続開始の申立て
 - (h) 当該投資信託委託会社の解散（合併による解散を除く。）
 - (i) 当該投資信託委託会社の金融商品取引業の廃止
 - (i) の2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けるこ

とにより投資運用業（法第28条第4項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）を行う者でなくなること

(j) 当該投資信託委託会社の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）

(k) 当該投資信託委託会社の事業の全部の譲渡

(l) 当該投資信託委託会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出

(m) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動

(n) 当該銘柄を指定振替機関の振替業における取扱いの対象としないこととしたこと。

(o) (a)から前(n)までに掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 法第51条の規定による業務改善命令

(b) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第1号aに掲げる事由に係るものに限る。）

(c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の認可、承認又は処分

(d) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の

異動（業務執行を決定する機関が当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前aの規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

(e) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

(f) (a)から前(e)までに掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該投資信託委託会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

c 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 国内の金融商品取引所に対する受益証券の上場の廃止に係る申請

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託

会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

d 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第1号bに掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前(a)に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 前号aの(a)から(e)まで、(m)又は(n)に掲げる事項

(b) 前(a)に掲げる事項のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等に、次に掲げる事実が発生した場合

(a) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第2号に掲げる事由に係るものに限る。）

(b) 前号bの(d)又は(e)に掲げる事項

(c) (a) 又は前 (b) に掲げる事実のほか、上場受益証券又は当該信託会社等の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合（a 及び c に掲げる事項にあっては、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a) 投資口の併合又は分割

(b) 投資口の追加発行又は売出し

(c) 投資法人債の募集又は資金の借入れ

(d) 合併

(e) 規約の変更又は解散

(f) 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止に係る申請

(g) 破産手続開始又は再生手続開始の申立て

(h) 投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこと。

(i) 第 1 号 a (m) に掲げる事項

(j) (a) から前 (i) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重

要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b 上場投資証券の発行者である投資法人に、次に掲げる事実が発生した場合

- (a) 投資信託法第214条の規定による業務改善命令
- (b) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第3号aに掲げる事由に係るものに限る。）
- (c) 純資産の額が投資信託法第124条第1項に定める基準純資産額を下回るおそれが生じたこと。
- (d) 投資信託法第215条第2項の規定による登録取消しの通告
- (e) 第1項第1号bの(d)又は(e)に掲げる事項
- (f) 投資主名簿に関する事務の委託契約の解除の通知の受領その他投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は投資主名簿に関する事務を本所の承認する機関に委託しないこととなつたこと。
- (g) (a)から前(f)に掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの

c 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- (a) 国内の金融商品取引所に対する投資証券の上場の廃止

に係る申請

- (b) 当該資産運用会社の合併
 - (c) 当該資産運用会社の破産手続開始の申立て
 - (d) 当該資産運用会社の解散（合併による解散を除く。）
 - (e) 当該資産運用会社の金融商品取引業の廃止
 - (e) の 2 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなること
 - (f) 当該資産運用会社の会社の分割（事業の全部を承継させる場合に限る。）
 - (g) 当該資産運用会社の事業の全部の譲渡
 - (h) 当該資産運用会社が法に基づき内閣総理大臣等に対して行う認可若しくは承認の申請又は届出
 - (i) (a)から前(h)までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- d 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社に、次に掲げる事実が発生した場合
- (a) 法第51条の規定による業務改善命令
 - (b) 上場廃止の原因となる事実（第12条第1項第3号bに掲げる事由に係るものに限る。）
 - (c) (a)及び前(b)に掲げる事実のほか、法に基づく内閣総理大臣等の承認、認可又は処分
 - (d) (a)から前(c)までに掲げる事実のほか、上場投資証券又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

る重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

2 上場不動産投資信託証券の運用資産等に関する情報の適時開示については、上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあっては、本所が定める基準に該当するものの他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 資産運用会社等（上場不動産投資信託証券が、委託者指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社を、委託者非指図型投資信託の受益証券である場合には当該受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等を、投資証券である場合には当該投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社をいう。第3号において同じ。）が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

- a 運用資産等に係る資産の譲渡又は取得
- b 前aに掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

- a 運用資産等（賃借権、地上権又は地役権の目的となる不動産、第2条第2項第6号に規定する信託の信託財産に含まれる不動産及び不動産関連資産の裏付けとなる不動産を含む。）に生じた偶発的事象に起因する損害の発生

b 前 a に掲げるもののほか、運用資産等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 資産運用会社等が、投資信託法第13条第1項各号に掲げる取引（同法第54条において準用する場合を含む。）又は同法第203条第2項に定める取引を行った場合（投資信託の受益者に対してこれらの規定に基づく書面の交付を要する場合に限る。）

(4) 上場不動産投資信託証券に係る計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係るファンドの決算の内容が定まった場合

(5) 上場不動産投資信託証券に係るファンドの当期利益又は収益の分配若しくは金銭の分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前計算期間又は前営業期間の実績値）に比較して当該上場不動産投資信託証券の発行者が新たに算出した予想値又は当計算期間若しくは当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合

3 上場不動産投資信託証券の発行者等は、当該不動産投資信託証券に係る計算期間又は営業期間経過後3か月以内に、本所所定の様式による不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書を提出するものとする。この場合において、当該発行者等は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

4 前3項のほか、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示及び本所への書類の提出等については、有価証券上場規

程、JQ有価証券上場規程及び上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示等規則」という。)に定めるところに準じるものとする。

5 上場不動産投資信託証券の発行者等は、投資者への適時、適切な上場不動産投資信託証券に関する情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

6 第1項から第4項までの規定は、上場不動産投資信託証券等に関する情報の適時開示について上場不動産投資信託証券の発行者等が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場不動産投資信託証券の発行者等は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(本所への協力義務)

第10条 上場不動産投資信託証券の発行者等は、次の各号に掲げる場合において、本所が財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等（当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。）に対して事情説明等を求めるときには、これに協力するものとする。

- (1) 当該上場不動産投資信託証券の上場廃止に係る該当性の判断に必要と認める場合
 - (2) 当該公認会計士等が契約期間中に退任する場合等で、本所が必要と認める場合
- 2 上場不動産投資信託証券の発行者等は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所

が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、上場不動産投資信託証券の発行者が第9条の規定に基づき行う会社情報の開示により、当該提出書類に記載すべき内容が十分に開示されており、本所が適当と認めるときは、この限りでない。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

次に掲げる場合

- a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合
 - (a) 第9条第1項第1号aの(a)から(n)若しくは(o)又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項
 - (b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項
- b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

- (a) 第9条第1項第1号cの(a)又は(b)のいずれかに掲げる事項
 - (b) 前(a)のほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項
- (2) 委託者非指図型投資信託の受益証券
- 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合
- a 第9条第1項第2号aの(a)若しくは(c)又は同条第2項第1号a若しくはbに掲げる事項
 - b 前aのほか、上場受益証券に関する権利等に係る重要な事項
- (3) 投資証券
- 次に掲げる場合
- a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合
 - (a) 第9条第1項第3号aの(a)から(g)まで、(i)又は(j)に掲げる事項
 - (b) 基準日の設定
 - (c) 投資主総会の招集
 - (d) 投資主名簿等管理人の変更
 - (e) (a)から前(d)までのほか、上場投資証券に関する権利等に係る重要な事項
 - b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が第9条第1項第3号cの(a)から(i)まで又は同条第2項第1号a若しくはbに

掲げる事項について決議又は決定を行った場合

2 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に定める事項について決議又は決定を行った場合には、直ちに本所に通知するととともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をすることがある者の選定

(2) 公募又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格

3 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当したときには、直ちに本所に通知するとともに、本所が定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 委託者指図型投資信託の受益証券

第9条第1項第1号（a及びcを除く。）又は第2項（第1号を除く。）に該当した場合

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

第9条第1項第2号（aを除く。）又は第2項（第1号を除く。）に該当した場合

(3) 投資証券

第9条第1項第3号（a及びcを除く。）又は第2項（第1号を除く。）に該当した場合

4 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定めるところにより、本所に提出するものとする。

(1) 本所所定の様式による資産の運用状況表 計算期間又は當

業期間経過後3か月以内で資産の運用状況の判明後遅滞なく

(2) 受益者又は投資主への発送書類 受益者又は投資主に対する発送日前

5 上場不動産投資信託証券の発行者は、有価証券報告書若しくは半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合又は運用報告書を受益者若しくは投資主に交付した場合には、当該発行者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書、半期報告書又は運用報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく本所に提出するものとする。

6 上場不動産投資信託証券の発行者は、第4項第2号に掲げる書類のうち運用報告書及び前項に規定する書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

7 前各項のほか、上場不動産投資信託証券の発行者等は本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

(投資口又は受益権の分割の効力発生日等)

第11条の2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社（委託者指図型投資信託の受益証券に限る。）若しくは受託者である信託会社等（委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。）は、投資口又は受益権の分割を行う場合には、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日の翌日を当該分割の効力発生日として定めるものとする。

2 上場投資証券の発行者である投資法人又は上場受益証券に係

る投資信託の委託者である投資信託委託会社（委託者指図型投資信託の受益証券に限る。）若しくは受託者である信託会社等（委託者非指図型投資信託の受益証券に限る。）は、前項に規定する場合において、投資主総会の決議又は受益者の書面による決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該分割を行うことが確定する日から起算して4日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該分割に係る権利を受ける者を確定するための基準日とするものとする。

（行動規範）

第11条の3 上場不動産投資信託証券の発行者等は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は投資主若しくは受益者の利益の侵害をもたらすおそれのある投資口又は受益権の併合又は分割を行わないものとする。

（不動産投資信託証券の上場廃止基準）

第12条 上場不動産投資信託証券の発行者等に係る上場廃止の基準については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

（1）委託者指図型投資信託の受益証券

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が行っていた業務が他の投資信託委託会社に引き継がれ、かつ、当該他の投資信託委託会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第

3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合

(b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合

(c) 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合

(d) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合

b 上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

(2) 委託者非指図型投資信託の受益証券

上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が次のいずれかに該当する場合は、当該上場受益証券の上場を廃止する。ただし、当該上場受益証券に係る投資信託の受託者である信託会社等が行っていた業務が他の信託会社等に引き継がれ、かつ、当該他の信託会社等が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の

遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場受益証券が第4条第1項第3号に適合する場合は、この限りでない。

- a 営業の免許又は信託業務を営むことについての認可を取り消された場合
- b 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
- c 当該投資信託の受託者でなくなった場合

(3) 投資証券

- a 上場投資証券の発行者である投資法人が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。
 - (a) 投資信託法第143条に掲げる解散事由のいずれかに該当する場合
 - (b) 法律の規定に基づく破産手続若しくは再生手続を必要とするに至った場合又はこれに準ずる状態になった場合
- b 上場投資証券の発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が次のいずれかに該当する場合は、当該上場投資証券の上場を廃止する。ただし、当該資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれ、かつ、当該他の資産運用会社が不動産投資信託証券上場契約書並びに第3条の2第2項に規定する取引所規則の遵守に関する確認書を提出するほか、当該上場投資証券が第4条第1項第3号に適合する場合はこの限りでない。
 - (a) 法第50条の2第2項の規定により、金融商品取引業の登録が失効した場合
 - (b) 法第52条第1項又は第54条の規定により、金融商品取引業の登録を取り消された場合

- (c) 社団法人投資信託協会の会員でなくなった場合
 - (d) 当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社でなくなった場合
 - (e) 法第31条第4項に規定する変更登録を受けることにより投資運用業を行う者でなくなった場合
- 2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。
- (1) 運用資産等の総額に占める不動産等の額の比率が70%未満となった場合において、1か年以内に70%以上とならないとき。
 - (2) 運用資産等の総額に占める不動産等、不動産関連資産及び流動資産等の合計額の比率が95%未満となった場合において、1か年以内に95%以上とならないとき
 - (3) 計算期間又は営業期間に係る収益の分配又は金銭の分配を行わなかった場合において、1か年以内に収益の分配又は金銭の分配を行わないとき（本所が別に定める場合を除く。）
 - (4) 上場受益権口数又は上場投資口口数が、2,000口未満である場合
 - (5) 純資産総額が、5億円未満となった場合において、1か年内に5億円以上とならないとき。
 - (6) 資産総額が、25億円未満となった場合において、1か年内に25億円以上とならないとき。
 - (7) 最近1年間の売買高が20口未満である場合
 - (8) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延
 - 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価

証券報告書又は半期報告書を, 法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内(天災地変等, 上場不動産投資信託証券の発行者の責めに帰すべからざる事由によるものである場合は, 3か月以内)に, 内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(9) 次のa又はbのいずれかに該当する場合

a 上場不動産投資信託証券に係る有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い,かつ,その影響が重大であると本所が認めた場合

b 上場不動産投資信託証券に係る財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書において,公認会計士若しくは監査法人又はこれらに相当する者によって,監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(本所が別に定める場合を除く。以下このbにおいて同じ。)が,中間監査報告書については「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され,かつ,その影響が重大であると本所が認めた場合

(10) 上場不動産投資信託証券に係る上場契約を締結した者が上場契約について重大な違反を行った場合, 第3条の2第1項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約を締結すべき者が上場契約の当事者でなくなることとなった場合。ただし, 当該者(投資法人を除く。)が, 第1項第1号aただし書, 同号bただし書, 同項第2号ただし書又は同項第3号bただし書に該当する場合は, この限りでない。

- (10)の2 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合には、投資主名簿に関する事務を第4条第1項第2号kに規定する本所の承認する機関に委託しないこととなった場合又は委託しないことが確実となった場合
- (11)上場不動産投資信託証券について、投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更により、受益者の請求による信託契約期間中の解約又は投資主の請求による投資口の払戻しが行えることとなる場合
- (12)投資信託の投資信託約款又は投資法人の規約の変更により、計算期間又は営業期間が6か月未満となる場合
- (13)上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、投資信託の投資信託約款の変更により、法の規定に基づき有価証券届出書を提出して募集を行う場合以外においても、当該投資信託の追加信託を行えることとなる場合
- (14)上場不動産投資信託証券が委託者指図型投資信託の受益証券である場合には、証券投資信託である旨が記載されることとなる投資信託の投資信託約款の変更が行われる場合
- (15)上場不動産投資信託証券が受益証券である場合には、当該受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合
- (16)当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- (17)前各号のほか、公益又は投資者保護のため、本所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合
- 3 前項第1号、第2号、第5号及び第6号の審査は、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日現在の資料に基づいて審査を行う。

4 前項の規定にかかわらず、第2項第1号、第2号、第5号及び第6号の審査は、本所が定めるところにより、上場不動産投資信託証券に係る毎計算期間又は毎営業期間の末日以外の時現在の資料に基づいて審査を行うことができる。

(監理銘柄及び整理銘柄の指定)

第12条の2 上場不動産投資信託証券が上場廃止となるおそれがある場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を監理銘柄に指定することができる。

2 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定された場合には、本所は、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

3 監理銘柄及び整理銘柄に関し必要な事項については、監理銘柄及び整理銘柄に関する規則により定める。

(監視区分への指定及び指定解除)

第12条の3 本所は、JASDAQに上場する上場不動産投資信託証券が次の各号に該当した場合には、その事実を投資者に周知させるため、当該上場不動産投資信託証券の監視区分への指定を行うことができる。

(1) 第15条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第40条に規定する特設注意市場銘柄に指定されている場合

(2) 第12条第2項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定する猶予期間内にある銘柄である場合

- (3) 第15条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第42条第2項及び第3項に規定する警告措置を受けている場合（当該警告措置を受ける直前に公表措置又は警告措置を受けた日から5年を経過した場合を除く。）
- (4) 第15条第2項において読み替えて適用するJQ有価証券上場規程第41条に規定する開示注意銘柄に指定されている場合
- 2 本所は、JQに上場する上場不動産投資信託証券が前項各号の事実に該当しないこととなった場合には、監視区分の指定の解除を行うことができる。

（上場廃止日の取扱い）

第13条 上場不動産投資信託証券の上場廃止が決定した場合における上場廃止日の取扱いは、本所が定めるところによるものとする。

（上場手数料及び年賦課金）

第14条 上場申請不動産投資信託証券の発行者及び上場不動産投資信託証券の発行者は、本所が定める新規上場時の上場手数料、追加発行時又は追加信託時の上場手数料及び年賦課金を支払うものとする。

（有価証券上場規程の読み替え）

第15条 不動産投資信託証券（JASDAQへの上場申請を行う上場申請者又はJASDAQに上場する不動産投資信託証券を除く。）に係る有価証券上場規程第6条、第7条の2、第14条の2から第14条の4まで、第14条の6から第14条の10まで、第

15条及び第20条の規定の適用については、同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と、「第7条の2第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例第15条の規定により読み替えて適用する第7条の2第1項」と、「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と、同第7条の2中「株券（上場株券の発行者が発行者であるものを除く。）の上場申請を行おうとする者（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受ける者を除く。）」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者（不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第2項の規定の適用を受ける者を除く。）」と、「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後」と、「前条に規定する「株券上場審査基準」」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第1項に規定する基準」と、「第3条第10項の規定は、前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第3条第6項の規定は、同特例第15条の規定により読み替えて適用する前項の審査」と、「予備申請を行う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者である者」と、同第14条の2から第14条の4まで及び同第14条の6から第14条の10まで中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と、同第15条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、

同第20条中「新規上場申請者」とあるのは「不動産投資信託証券の上場を申請した者」と、「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

2 J A S D A Qへの上場申請を行う上場申請者又はJ A S D A Qに上場する不動産投資信託証券に係るJ Q有価証券上場規程第6条, 第11条, 第36条から第38条まで, 第40条から第42条まで, 第44条から第46条まで及び第56条の規定の適用については, 同第6条中「新規上場申請者」とあるのは「上場申請銘柄の発行者」と, 「第11条第1項」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する第11条第1項」と, 「上場申請を行おうとする日の属する事業年度に」とあるのは「上場申請を行おうとする日から起算して3か月が経過する日までに」と, 同第11条中「株券の上場申請を行おうとする者(第15条の規定の適用を受ける者を除く。)」とあるのは「不動産投資信託証券の上場申請を行おうとする者(不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第2項の規定の適用を受ける者を除く。)」と, 「当該上場申請を行おうとする日の直前事業年度の末日からさかのぼって3か月前の日以後」とあるのは「当該上場申請を行おうとする日からさかのぼって3か月前の日以後」と, 「第8条又は第9条及び第10条」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第4条第1項に規定する基準」と, 「第4条第10項の規定は, 前項の審査」とあるのは「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程等の特例第3条第6項の規定は, 同特例第15条第2項の規定により読み替えて適用する前項の審査」と, 「予備申請を行

う者」とあるのは「予備申請を行う者のうち不動産投資信託証券の発行者である者」と、同第36条から第38条まで、同第40条から第42条まで、同第44条及び第45条中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者等」と、同第46条中「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」と、同第56条中「新規上場申請者」とあるのは「不動産投資信託証券の上場を申請した者」と、「上場有価証券の発行者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者等」とする。

(開示注意銘柄の指定及び改善報告書の提出義務等の引継ぎ)

第16条 上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人が第4条第2項の規定の適用を受けて上場した投資法人である場合における当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人（当該投資法人が発行者である上場不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。以下この条において同じ。）に対する本所が定める規定の適用については、当該上場不動産投資信託証券の発行者である投資法人を同項の規定の適用に伴い上場廃止となつた投資法人（当該投資法人が発行者である不動産投資信託証券及び当該投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社を含む。）と同一のものとみなして、これを取り扱うものとする。ただし、本所が適当でないと認める場合は、この限りでない。

(委任規定)

第17条 この特例に定めのある事項並びにこの特例の解釈及び

運用に関し必要な事項は、本所が定める。

付 則

この特例は、平成15年12月18日から施行する。

付 則

この特例は、平成16年10月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2及び第4条第2号j(a)の規定は、この特例施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する不動産投資信託証券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に不動産投資信託証券の上場を申請した者のうち上場申請銘柄の発行者である者（施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者である者を除く。）は、改正後の第3条の2第2項に規定する宣誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに（同日までに本所が上場承認していない場合は、本所が上場を承認する日に）本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第9条第1項第1号b(e)及び第12条第2項第8号の規定は、施行日以後開始する計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係る有価証券報告書又

は半期報告書から適用する。

5 改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該発行者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

6 改正後の第11条第5項の規定は、施行日以後終了する計算期間若しくは営業期間又は中間計算期間若しくは中間営業期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

7 改正後の第12条第2項第9号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類については、同日以後に内閣総理大臣等に提出されるものから適用する。

付 則

1 この特例は、平成17年10月1日から施行する。

2 改正後の第11条の2第1項の規定は、平成18年1月4日以後の日を基準日とする投資口の分割について適用する。

付 則

この特例は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成19年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条第3項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者等である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成19年3月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 3 改正後の第9条第4項の規定にかかわらず、施行日において現に上場不動産投資信託証券の発行者等である者は、同項に規定する報告書を平成19年3月30日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則

この特例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この特例は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年1月4日から施行する。

付 則

この特例は、平成20年2月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年7月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成21年11月16日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成21年12月30日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日から過去5年以内に、改正前の第9条第5項の規定に基づく上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条に規定する改善報告書を1回提出している場合は改正後の第15条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置を、改善報告書を2回提出している場合は改正後の第15条の規定に基づく有価証券上場規程第14条の8第1項に規定する公表措置及び同条第2項に規定する警告措置を講じているものとみなす。

付 則

この特例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この特例は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 改正前の第3条の2第2項、第9条第3項、第12条第1項第1号、同項第2号又は同項第3号の規定に基づき本所所定の適時開示に係る宣誓書を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の取引所規則の遵守に関する確認書を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この特例は、平成22年10月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成23年3月31日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年3月12日から施行する。

付 則

この特例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この特例は、平成25年1月1日から施行する。